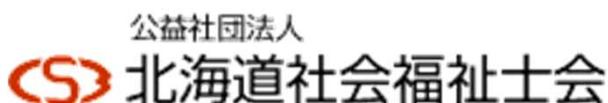


社会福祉士会における 再犯防止に向けた取り組み



司法福祉との連携特別委員会

令和4年6月3日（金）

司法福祉と の連携特別 委員会

について

公益社団法人 北海道社会福祉士会には

道南・道央・道北・日胆・オホーツク・十勝・釧根

上記7つの地区支部があります

- ・ 7つの各地区支部から代表された構成委員により、研修等の企画を行っています。
- ・ 各地区支部それぞれで活躍している社会福祉士に対して司法分野への知識と理解の習得に向けた活動に取り組んでいます。
- ・ 各地区支部においても、それぞれの地域課題に合わせた学習会を実施するなどして、地域における福祉的支援を必要とする触法障がい者等への支援について検討を重ねるなどし、取り組んでいます。

活動の紹介

活動①

リーガルソーシャルワーク 研修

認定社会福祉士の研修カリキュラム

ソーシャルワーク機能別科目（分野専門（地域社会・多文化分野））

- 1 司法分野に関する基礎的な知識の獲得
社会福祉の対象者(高齢者・障がい者等)の現状と犯罪の特徴を理解するとともに刑事司法、刑事訴訟、民事訴訟、更生保護、社会復帰調整官、地域生活定着支援センターの役割と支援の実際、医療観察制度など犯罪予防から、更生支援に関する制度について学ぶ。
- 2 福祉的支援が必要な罪を犯した人を支援するための基礎的な対応スキルの獲得
演習事例を通じて、犯罪に至る経緯を理解するとともに、受講者自身のフィールドにおいて、支援が必要な対象者に対し、どのように関わっていくべきか支援の方法を学ぶ。
- 3 犯罪被害者支援
犯罪被害者となった方、またその遺族や親族の現状について理解するとともに、支援の現状や方法について学ぶ。

※ 上記、大きく3つの知識の習得を目的として
弁護士、保護観察所、矯正管区、地域生活定着支援センター、経験豊富な社会福祉士等、みなさまのご協力のもと、二日間の日程で行っています。

活動②

司法分野における社会福祉士の関与の在り方を考える学習会

- ・「刑事手続きの概要と弁護士との関わり方」
- ・「矯正施設の現状と支援が必要な方の理解」
- ・「司法分野におけるソーシャルワークの実践」
- ・「更生支援計画の理解と作成」 など

上記のように、実際に関与している社会福祉士による講義から、罪を犯した方々への理解など、基礎的な部分から学びを深められるような機会を企画しています。

活動③

地区支部の活動報告

(2021年度の実施内容から)

- ・ 二つの地区支部の活動報告
- ・ パネルディスカッション
テーマ
『誰もが安心して地域で暮らせる地域共生社会を実現するために、刑事司法において社会福祉士は今後どのように支援していくのか』
～ 二つの地域による活動報告から 得られたこと・情報交換 ～
- ・ グループワーク
「被疑者・被告人とされた方々へソーシャルワーカーとしての支援とは」

※この企画では、地域において対象者を支援している社会福祉士・専門職からの声を聴くことで身近なこととして捉え考える時間としました。

社会福祉士としての再犯防止に対する取り組み

- ・ 社会福祉士として働く私たちは、多種職連携の基、地域で暮らす住民のひとりひとりが安心して暮らせることを願い、高齢・障がい・児童等、様々な分野において日々職務に就いています。

その中でも、再犯防止の取り組みは

- ・ 社会福祉士としてはまだ関わりの浅い分野ではありますが
罪を犯した人であっても、地域住民として暮らしていく権利もっています。
周囲の人と変わることなく、安心して暮らせるよう支えるためには、なにが必要であるか、被害者等への配慮と併せて、3つの活動を通して学習を重ね、知識を深めながら、入口支援や出口支援等への関わりに取り組んでいるところです。

※一部の地区支部では、弁護士会との協定を組み、裁判の時から更生支援計画の作成等で関わるなど、取り組みの強化も始まっています。

以上をもちまして報告を終了いたします

